

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

告 示	ページ
放置自転車の移動及び保管【建設局総務部管理課】	1 0 8
公 告	
北九州港港湾計画の改訂の概要【港湾空港局整備部計画課】	1 1 1
大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域産業振興部商業振興課】	1 2 0

北九州市告示第10号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）

第10条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年1月23日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問い合わせ先
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局総務部管理課（電話582-2271）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	4台	平成23年12月12日	北九州市門司区西海岸一丁目3番 西海岸自転車保管所

J R 小倉駅周辺地区自 転車放置禁止区域	6 0 台	平成 2 3 年 1 2 月 9 日	北九州市小倉北区青葉二丁 目 1 番 青葉自転車保管所
	1 2 台	平成 2 3 年 1 2 月 1 4 日	
	6 1 台	平成 2 3 年 1 2 月 2 6 日	
J R 西小倉駅周辺地区 自転車放置禁止区域	3 3 台	平成 2 3 年 1 2 月 2 2 日	
J R 下曾根駅周辺地区 自転車放置禁止区域	3 4 台	平成 2 3 年 1 2 月 1 3 日	北九州市小倉南区八重洲町 1 6 番 八重洲自転車保管所
J R 朽網駅周辺地区自 転車放置禁止区域	4 台	平成 2 3 年 1 2 月 8 日	
J R 若松駅周辺地区自 転車放置禁止区域	5 台	平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日	北九州市若松区響南町 8 番 小石自転車保管所
J R 八幡駅周辺地区自 転車放置禁止区域	6 台	平成 2 3 年 1 2 月 2 1 日	北九州市八幡西区築地町 1 0 番 築地自転車保管所
J R 黒崎駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1 5 台	平成 2 3 年 1 2 月 1 6 日	
J R 折尾駅周辺地区自	4 6 台	平成 2 3 年	北九州市八幡西区長崎町 2

自転車放置禁止区域		12月7日	番
J R陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	9台	平成23年 12月20日	長崎町自転車保管所
J R九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	6台	平成23年 12月6日	北九州市戸畑区三六町13番 三六自転車保管所
J R戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	29台	平成23年 12月19日	

北九州市公告第26号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、北九州港港湾計画の改訂の概要を次のとおり公告する。

平成24年1月23日

北九州港港湾管理者 北九州市
代表者 北九州市長 北橋 健治

1 港湾計画の改訂の概要

平成9年北九州市公告第32号によりその概要を公告した北九州港港湾計画について、平成30年代前半における取扱い貨物量を1億2,060万トン、船舶乗降客数を170万人と想定して改訂した事項は、次のとおりである。

(1) 公共埠頭計画
岸壁

地区名	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)	用途
新門司沖地区	4.5	2	160	一般船用
新門司南地区	7.5	1	180	RORO船用
新門司北地区	10	1	230	一般船用
西海岸地区	11	1	210	フェリー船用
日明地区	5.5	1	100	一般船用
戸畑地区	7.5	3	390	一般船用
	4.5	1	80	一般船用
黒崎地区	7.5	2	260	一般船用
二島地区	8.5	1	150	一般船用
響灘東地区	13	1	260	一般船用
	10	1	170	一般船用
響灘西地区	11	1	250	一般船用

(2) 専用埠頭計画
ア 岸壁

地区名	水深 (メートル)	延長 (メートル)	用途
新門司南地区	7.5	260	一般船用
戸畑地区	5.5	100	一般船用

イ 物揚場

地区名	水深 (メートル)	延長 (メートル)	用途
許斐地区	3	120	一般船用

(3) 水域施設計画

ア 航路

地区名	水深 (メートル)	幅員 (メートル)
新門司南地区	10	400
戸畑地区	17	400～980
奥洞海地区	8.5	150
響灘東地区	17	350～700

イ 泊地

地区名	水深 (メートル)	面積 (ヘクタール)
新門司南地区	7.5	3
新門司北地区	10	1
戸畑地区	7.5	1
黒崎地区	7.5	1
二島地区	8.5	1
響灘東地区	17	2
	13	1
	10	3

ウ 航路・泊地

地区名	水深 (メートル)	面積 (ヘクタール)
新門司南地区	7.5	10
戸畑地区	7.5	3
	7.5～9	2
二島地区	8.5	4
響灘東地区	17	37
	13	18

(4) 外郭施設計画

防波堤

地区名	名称	延長 (メートル)
新門司南地区	第1防波堤	1,460
	第2防波堤(沖)	100
	第2防波堤	250

(5) 小型船だまり計画

地区名	船だまり名	港湾施設
大里地区	大里第2船だまり	防波堤 延長70m
砂津地区	紫川船だまり	物揚場 水深3m 延長430m 埠頭用地1ヘクタール
日明地区	日明第1船だまり	物揚場 水深3m 延長300m 埠頭用地1ヘクタール
	日明第3船だまり	物揚場 水深3.5m 延長530m 埠頭用地1ヘクタール
響灘西地区	響灘西第1船だまり	物揚場 水深4m 延長440m 埠頭用地3ヘクタール
	響灘西第3船だまり	防波堤 延長430m

(6) 臨港交通施設計画

道路

名称	起点	終点	車線数等
新門司南埠頭1号道路	新門司南埠頭	新門司3号線	2
砂津道路	砂津小型船だまり	浅野14号線	2
堺川1号道路	堺川2号道路	堺川16号道路	2
堺川2号道路	堺川埠頭	堺川1号道路	2
堺川16号道路	堺川1号道路	中原1号線	2

戸畑1号道路	川代埠頭	川代13号線	2
ひびき3号線	響灘西埠頭	国道495号	4
ひびき4号線	ひびき2号線	ひびき2号線	2

(7) 廃棄物処理計画

海面処分用地

地区名	廃棄物の種類	廃物処理計画 (ヘクタール)
新門司南地区	一般廃棄物その他	49
響灘東地区	一般廃棄物その他	133

(8) 港湾環境整備施設計画

緑地

地区名	面積 (ヘクタール)
新門司北地区	16
太刀浦地区	1
門司港レトロ 地区	1
砂津地区	5
響灘東地区	71
響灘西地区	5

(9) 土地造成及び土地利用計画

ア 土地利用計画

地区名	面積 (ヘクタール)	用途
新門司沖地区	1	埠頭用地
	20	海面処分用地

新門司南地区	1 3	埠頭用地
	9	港湾関連用地
	1 0 9	工業用地
	1	交通機能用地
	1 3	危険物取扱施設用地
	2	緑地
4 9	海面処分用地	
新門司北地区	2 9	埠頭用地
	1 2 1	港湾関連用地
	3	交流厚生用地
	3 1	工業用地
	1 5	交通機能用地
	3 4	緑地
白野江地区	1	埠頭用地
	1	港湾関連用地
太刀浦地区	5 5	埠頭用地
	3 6	港湾関連用地
	4	交通機能用地
	1 0	緑地
田野浦地区	1 5	埠頭用地
	5	港湾関連用地
	2 3	工業用地
	1	都市機能用地
	8	交通機能用地
	6	危険物取扱施設用地
門司港レトロ地区	9	埠頭用地
	1 7	港湾関連用地
	3	交流厚生用地
	3	交通機能用地
	6	緑地
西海岸地区	1 4	埠頭用地
	3	港湾関連用地
大里地区	1	埠頭用地
	3	港湾関連用地

	1 4	工業用地
砂津地区	9 1 1 6 5 1 7 5 1	埠頭用地 港湾関連用地 交流厚生用地 都市機能用地 交通機能用地 危険物取扱施設用地 緑地 廃棄物処理施設用地
許斐地区	1 4 8	工業用地
日明地区	3 1 5 5 8 0 1 6 1	埠頭用地 港湾関連用地 工業用地 危険物取扱施設用地 緑地
戸畑地区	1 0 1 0 7 0 5 1 4 2 1 1	埠頭用地 港湾関連用地 工業用地 都市機能用地 交通機能用地 危険物取扱施設用地 緑地
八幡地区	1 1 0 3 1 9 3 1 4 4	埠頭用地 交流厚生用地 工業用地 都市機能用地 交通機能用地 緑地
黒崎地区	8 2 1 9 7	埠頭用地 港湾関連用地 工業用地
二島地区	3 7 2	埠頭用地 工業用地

若松地区	2	埠頭用地
	1	港湾関連用地
	2	都市機能用地
	1	交通機能用地
	2	緑地
北湊地区	5	埠頭用地
	40	工業用地
	1	交通機能用地
響灘東地区	28	埠頭用地
	67	港湾関連用地
	2	交流厚生用地
	991	工業用地
	64	交通機能用地
	115	緑地
	133	海面処分用地
響灘西地区	72	埠頭用地
	73	港湾関連用地
	167	工業用地
	24	交通機能用地
	19	緑地
	32	廃棄物処理施設用地
	85	海面処分用地
白島地区	14	危険物取扱施設用地

イ 土地造成計画

地区名	面積 (ヘクタール)	用途
新門司沖地区	20	海面処分用地
新門司南地区	1	埠頭用地
	49	海面処分用地
新門司北地区	1	埠頭用地
許斐地区	4	工業用地
日明地区	1	埠頭用地

戸畑地区	1	埠頭用地
	1 1	工業用地
黒崎地区	1	埠頭用地
二島地区	1	埠頭用地
響灘東地区	2	埠頭用地
	1 3 3	海面処分用地
響灘西地区	1	埠頭用地

(10) 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

地区名	港 湾 施 設
新門司地区	水深10m 航路 幅員400m
新門司南地区	第1防波堤 延長1,460m 水深7.5m 岸壁1バース 延長230m
新門司北地区	第2防波堤(沖) 延長100m
響灘東地区	水深13m 岸壁1バース 延長260m
	水深13m 泊地 面積1ha
	水深13m 航路・泊地 面積18ha
響灘西地区	水深15m 岸壁1バース 延長350m

(11) 大規模地震対策施設

ア 岸壁

地区名	水 深 (メートル)	バース数	延 長 (メートル)
西海岸地区	11	1	210
黒崎地区	7.5	1	130
響灘西地区	15	1	350

イ 緑地

地区名	面積 (ヘクタール)
砂津地区	2

2 港湾計画の縦覧場所

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

北九州市港湾空港局整備部計画課

北九州市公告第 27 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 24 年 1 月 23 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ミスターマックス八幡西ショッピングセンター
北九州市八幡西区真名子二丁目 4 番 1 号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ミスターマックス
福岡市東区松田一丁目 5 番 7 号
代表取締役社長 平野能章
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 変更前

A 棟西側	1, 085 平方メートル
C 棟南側	60 平方メートル
D 棟南側	160 平方メートル
D 棟南側	90 平方メートル
E 棟南側	70 平方メートル
F 棟南側	300 平方メートル
合計	1, 765 平方メートル
 - イ 変更後

A 棟西側	1, 085 平方メートル
C 棟南側	60 平方メートル
D 棟南側	160 平方メートル
D 棟南側	90 平方メートル
E 棟南側	70 平方メートル
F 棟南側	300 平方メートル

F棟西側 50平方メートル

合計 1,815平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

A棟西側 午前9時から午後8時

C棟南側 午前9時から午後8時

D棟南側 午前9時から午後8時

D棟南側 午前9時から午後8時

E棟南側 午前9時から午後8時

F棟南側 午前6時から午後11時

イ 変更後

A棟西側 午前9時から午後8時

C棟南側 午前9時から午後8時

D棟南側 午前9時から午後8時

D棟南側 午前9時から午後8時

E棟南側 午前9時から午後8時

F棟南側 24時間

F棟西側 24時間

4 変更する年月日

平成24年1月20日

5 変更する理由

営業政策上の理由

6 届出年月日

平成24年1月11日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市八幡西区筒井町15番1号

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成24年1月23日から同年5月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成24年5月22日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見